

平成22年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成22年 5月24日(月) 13:00~16:30	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 井上委員長、鈴木委員、長地委員、成行委員、野村委員 徳島市 土木部監理課長補佐 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	3件
	公募型指名競争入札	0件
	(通常)指名競争入札	5件
	随意契約	2件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
◇ 落札率の傾向で、目立ったものはありますか。	<p>1 対象期間 (H21. 10. 1~H22. 3. 31)の発注工事について</p> <p>2 平成22年度における工事等の入札・契約制度の改正について</p> <p>◆ 落札率の高い時代がありましたが、4・5年前から公共工事の件数減に伴い、また、最低制限価格を公表していたこともあり、最低制限価格でのくじ引きによる落札件数が増加することとなりました。このため、平成20年度から平均入札額から最低制限価格を算出する方法を採用し、落札率は一旦落ち着くこととなりました。数字で言いますと、平成11年度97.26%、平成18年度84.27%、平成19年度79.77%、平成20年度83.91%、平成21年度89.66%でございます。</p>
◇ 妥当な水準に収斂しつつあるという認識ですか。	◆ そう理解しておりますが、受注機会の減少に伴い、受注意欲が先に出てくる傾向は否めません。
審議 1 <一般競争入札>春日二丁目排水路改良工事 (建設課)	
◇ 工期は、H22年2月1日~3月19日までですか。	◆ 次年度繰越を想定しての発注ですが、議会承認の関係で一旦3月31日まで工期延伸契約を行い、更に実際にかかる期日まで延伸しました。当初はこういう契約の形です。また、発注依頼は10月であります。総合評価方式での制度上の手続きのため、契約日が2月となりました。どうしても、制度上契約するまでの期間を要してしまうこととなります。
◇ 継続費とはならないのですか。	◆ 請負額が大きい場合継続費の設定を行いますが、今回の工事は、一般会計の新設改良費の中の一つの工事ということで、継続費を設定するまでもなく繰越明許費で対応させていただきました。
◇ 理論上の最低制限価格の底値80.75%で一社が入札していますが、どういうことでしょうか。	◆ 受注意欲が高いので、この金額なら受注できるという積算の下、他社が最低で入札すると見込んで入札したと推測できます。

◇ コスト削減に努めた結果でしょうか。	◆ 落札した場合、当該金額で請け負わなければならないため、その認識は持っていたと思われます。
---------------------	--

<p>審議 2 <指名競争入札>下町南丁排水路改良工事 (耕地課)</p>	
---	--

<p>◇ この入札は電子入札ですか。</p> <p>◇ 開札結果の摘要欄に「紙入札辞退」とありますが。</p> <p>◇ 最低制限価格の算出方法は、これも同じですね。二社が同額ですが、二社とも理論上の最低制限価格の底値80.75%でないようすが。</p> <p>◇ 質の良い業者を選ぶことは出来るのですか。</p> <p>◇ 排水路改良工事の場合、擁壁工事のコストが掛かるのですか。</p> <p>◇ 引き渡しの際の強度測定は、U字工の中もするのですか。</p>	<p>◆ 指名競争入札においても、全て電子入札を行っております。</p> <p>◆ 入札参加業者は、電子入札において予め辞退のボタンを押すことが出来ますが、パソコンが故障した、単に入力を忘れていた等の理由で未入札の場合、開札時には入札を辞退したものとしてこのように処理することとしております。なお、未入札業者には電話等で連絡し、確認することとしております。</p> <p>◆ この二社の入札額は、単純に理論上の最低制限価格の底値80.75%を予定価格に乘以千円未満の端数を切り捨てたものと思われます。</p> <p>◆ 当案件は、本市建設工事請負業者選定要綱第5条の規定に基づき地区割りを設ける指名入札であり、同要綱別表第2を適用し、Dランク以上の業者が対象となります。なお、価格競争と併せて技術者評価等の評価値を加味しての落札形式となる総合評価方式は、5,000万円以上が対象となっております。総合評価の対象額を下げますと技術評価は厳しいものがありまして、下のランクですと金銭面だけでは落札出来ないこととなります。市の立場からは、より良いものを作るため良質な業者を選定することも一つの選択肢であります。参加資格を持っている業者に対し参入機会を与えないことは避けたい。故に総合評価方式は5,000万円以上を対象としております。</p> <p>◆ 当該工事につきましては、隣接する田んぼが高い位置にあったため、その土留めに擁壁工事が必要となりました。通常の場合は、U型水路工がメインとなります。</p> <p>◆ コンクリートの強度によって検査を行います。雨天時は強度が低く出るため、乾いた状態で検査を行います。</p>
---	---

<p>審議 3 <指名競争入札>大谷新堤排水路改良工事 (保全課)</p>	
---	--

<p>◇ 下請けに出していますが、丸投げではないですね。</p> <p>◇ 最低制限価格を公表しているためくじ引きになるのがおかしいということで、今回のような計算方法としたことにより、それは解消されたと思いますが、皆が低く入札すると想定して勝負に出たところと、失格に持ち込むことで落札しようとするところと、ハッキリ二つに分かれているのが難しいところかと思いますが。</p>	<p>◆ 金額的には契約金額の45%でありまして、丸投げには当たらないと考えております。</p> <p>◆ 必ずしも断言できませんが、委員のおっしゃるように、そのような傾向にあると思われます。最低制限価格を事前公表して、くじ引きとなるよりはマシなのかなと思われませんが、理論上の最低制限価格に近い数字で入札した4業者が、高く入札した3業者により失格となっている。そういうことが起こること自体制度的にどうなのかなと。少しずつ改正していかなければならないと思っています。</p>
--	---

◇ 読みによって違う…悩ましいですね。

◆ 平成22年度より、理論上の最低制限価格の底値を上げる改正を行います。80.75%から83.01%に底上げし、従来発生していた、市が設定したみなし価格以下での死に票をなくす方向であります。平均入札額という数字を用いる限り多少算式を変更しようともこのような現象が起こってこざるを得ないのかなど。他の自治体を調査して、一定の範囲で完全なランダムを採用している自治体もありましたが、その根拠がございません。本市のような不合理な現象はありますが、それぞれの業者が自社の責任で積算した結果に基づいて最低制限価格を決定する仕組みになっているので、完全なランダムよりはマシかなど。ただ、今後の検討課題であるという認識は持っております。

◇ この方式を採用してどれくらいですか。

◆ 平成20年6月からです。それまでは最低制限価格を事前公表していたので、くじ引きになっていました。今回のようなケースが若干増えてきたのは、間違いありません。

審議 4 <随意契約>西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事

(西部施設課)

◇ 今回の案件とかエレベーターの件であるとか、当初施工した業者以外は落札を最初から諦めてしまう。最初の段階で10年程度の期間を設けて競争させる。その様な改善策を考えていますか。

◆ 本市には東西両環境事業所にごみ焼却施設があり、毎年2件これらの施設に係る定期補修の工事案件を発注しております。平成21年度は、平成20年度に引き続きまして当初から総合評定値の条件をなくして一般競争入札を実施したところ、参加は1社のみでした。なお、本市が随意契約する場合は一定の基準を設け、同種工事の過去5年の平均落札率以下で契約しております。

◇ 今後において、建設当初に新しい考え方で契約しようという計画はありますか。

◆ 新たな施設を建設する場合、新たな方式が採用される場合もあると思われれます。

◇ 耐用年数何年で設計しているのですか。

◆ 設備により耐用年数の長短があり一概にはいえません。部分的に傷んだ箇所から順次補修していくというパターンです。その面積が広いか狭いかです。

◇ 耐火レンガによるのですか。

◆ 炉の中だとレンガとかキャスパーで構成されていますが、全部一式として交換する方式はとっておりません。

◇ 今回の抽出案件の中に補修工事があって、毎年その度に工事して入札をしているのですか。

◆ 入札しております。

◇ これから新しい施設を建設する場合、建設後の補修とかをずっとやっていかなければならない施設ですと、PFIのように長いスパンで見た計画なら、きっと費用面で得になるのでしょうか。

◆ PFIとは、最初の建築する段階で、設計・建設・維持管理等も含めた案を提出させ、その提案により長いスパンでみていただくということも含めて行う契約方法です。今後本市としても、その様な方式を考慮していきたいと思っております。

◇ この案件の工事の場合、市内業者が下請け・孫請けに参入するのは、技術的に難しいのですか。

◆ 市内業者で、清掃施設に登録されている業者はありません。ただ、市内業者優先発注がありまして、市外業者を下請けにする場合理由書の提出を要します。一方、請負業者におきましては取引選択の自由がございます。それを侵害することは出来ませんので、お願いするという形で、それ以上踏み込むことは出来ません。出来る範囲はその辺りまでとなります。

◇ 施工体系図の変更というのは何ですか。

◇ P F I に拘る訳ではないですが、一社と契約したら、そこがどこに下請けに出そうが自由ですよ。例えば P F I だと、建築するのはこの会社、維持管理はここといくつもの会社があって、その会社が集まって一つの P F I の事業者として形成し、入札することとなりますよね。そういう形になると、県内・市内の業者もその事業者に入っていないといけないとか、条件付けしているところもあるのではないですか。P F I 事業者に県内・市内の業者が沢山参入していることを業者選定のひとつの基準にして、地元企業のスキルアップを図っているところもあるみたいです。県内業者を入れるとなると、P F I も一つの方法かと思います。

◇ 随意契約の要件は、何がありますか。

◆ 当初契約時に提出されますが、変更契約により、金額、工期、内容等が変わった場合、あらためて提出させることとなります。

◆ P F I の採用・ルールについて未だ整理できていない状況ですので、今後大きい案件があった場合、委員のおっしゃるように事前に検討整理する必要があると思われま。

◆ 当案件につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」に該当します。

審議 5 <一般競争入札>中央分区南下水管渠長寿命化計画策定業務

(保全課)

◇ 長寿命化計画とは、どういうものですか。

◇ 取り替えしなくても寿命は延ばせるようになるのですか。

◇ 当案件については、非常に技術的な問題が多いんじゃないかと感覚的に思います。提出された成果品について、その手法が当該計画に馴染むのかという判断はどこがするのでしょうか。当業務は、一般競争入札に馴染むのでしょうか。

◇ 長寿命化計画というフォーマットがあって、それに沿っていけばいいということなんですね。

◇ 国費が入っているのですか。

◇ この名称を使うと、国費の貰い方が楽になるのですか。

◇ 東南海地震が発生した場合も想定した計画なのですか。

◆ 古い管路の損傷具合について調査を行います。調査後、緊急的に対処しなければならないものの順位付けをするための計画です。

◆ 場合によっては、取り替える方法もあります。この計画書の中で、どういう手法で直すのか検討することとなります。

◆ 長寿命化計画は国土交通省の補助事業でございます。当事業の補助基準及び当該計画のモデルが示されておりまして、参加資格内容等で説明しましたように、技術者の条件、コンサルタント登録の条件、10年間の同種業務の実績という参加条件を付して、一般競争入札を行いました。

◆ 国が長寿命化計画という名称を使い始めたのは、ここ最近であります。従来補修で賄っていたものについて、コストの平準化や長持ち出来るような仕組みに切り換えてきた。そういう事業です。

◆ はい。

◆ 従来、維持補修的なものは、補助対象外でした。しかしながら、下水のストックが積み重なってきたため、特に財政面で維持していくことが困難となってきました。この流れを受け、国においては、長寿命化計画を策定し改築していくのであれば補助しましょうという風にかわってきました。

◆ 場所によって、耐震化が図れるケースとそうでないケースがございます。なお、当計画につきましては、大雑把にどの部分が一番傷んでいますから早く直しましょうと、重要度の判断が出来るようにするものでございます。

◇ 橋も長寿命化計画を策定していますが、下水管の場合は地中なので非常に難しいと思いますが、調査は可能ですか。

◇ 何年位持たせる計画ですか。

◇ 10年から20年持たせるという結果を目的とした業務ではないのですか。

◇ この業務に関しては、この計画に従って〇年とした場合、〇年寿命が持つことを保証して下さいというレベルのものではないのですか。

◇ 長寿命化計画とは、従前のように傷んでから補修した場合これだけの費用を要したが、長い目で見ればこれだけ費用面で得しますよというのがありますよね。

◇ 徳島県の場合、下水道普及率は全国最低レベルですが、その距離はどうですか。

◇ この業務は、県内大手コンサルタントでは難しいのですか。

◆ 目視出来る部分と見難い部分がありますので、必ずしもきちんとした対策がとれるという訳ではないと思いますが、下水管の中をカメラとか人が入って調査します。従来は、点検項目として管の中に入って調査することが無かったので、クラックが入っているとか、脆くなっている所をかなり見つけることが出来るようになりました。事故の可能性を未然に防ぐということが、当事業の取り組んでいく部分。それを発見できるようにしたのが、この事業のいいところだと思っています。

◆ 機械と違って、きっちり耐用年数が何年伸びますとは言えません。管渠寿命の平均は70年ちょっとと言われていています。対策を施すことで、少なくとも10年から20年は余分に使えるような仕組みのものに出来るのかなと思っています。また、寿命の伸び方はケースバイケースなので、必ずしも計算上は出てきません。

◆ どこからかかりましょうという優先順位を求めるのが、この業務の目的となっています。本格的に工事の方法を決めるのが実施設計段階でありまして、この方法だったらこれ位持ちますよというのが出てきまして、それが費用対効果として、作り替えるより安いかどうかという判定が、もう一度行われることとなります。

◆ そこまでのものではないかと思います。判定した傷み具合と管の重要性を照らし合わせて、どの部分から手直しするのがいいかという優先順位を組み立てるのが、当計画の目的であります。

◆ その面と、高度成長期に建設したものが多いため、全国一斉に工事を行うのは不可能ですから、そのタイミングをずらすというのも目的の一つであります。

◆ 距離は、全国レベルで言いますと短い方です。長寿命化計画は全国一律補助です。ただ、この事業以前は、下水道の修繕に関しては補助金はできませんと切り分けられていました。ところが、そのままいきますと財政的に各自治体が持たないので、国も制度を改正し、長寿命化計画に従って改築・修繕する分には補助しようという経緯があります。本市の場合、補助金を一部使える条件でありましたが、国の流れに沿って計画を立てていかないと、今後急に直すということになっても補助金が出ない制度になっていますので、この計画を策定することが目的となっています。平成25年までに可能な限り調査を終え、計画策定しようということを進めております。

◆ 技術者の配置条件を充たしているのは10社程ありましたが、テクリス(業務実績情報システム)で確認したところ、市内業者では参加資格を有する業者はありませんでした。市内業者が、一定条件の下に参加し得る余地を残しましたが、手を挙げた業者は結果としてありませんでした。

◇ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）とは、どのようなものですか。	◆ 社団法人建設コンサルタンツ協会の資格です。試験に合格すれば登録されます。ただし、下水のRCCMは、同じ会社に下水道部門の技術士が居なければ資格を取得できないこととなっています。また、その要務は、当該技術士の指導の下コンサルタントのマネージャーを行うこととなっています。
---	--

審議 6 <指名競争入札>とくしま動物園各獣舎等施設改修工事設計業務
(とくしま動物園)

◇ 指名業者が、県外大手コンサルタントなのはなぜですか	◆ 設計金額4,954千円なので、通常なら市内業者に発注すべきところですが、業務内容が獣舎改修とか繁殖を目的とした獣舎増築でありまして、専門的知識を有する極めて特殊なものであることから、本市に登録された建築コンサルタント全ての中から、動物園舎に係る改修業務実績を拾いだして、結果的には6業者となりました。特に市内業者を排除した訳ではなく、市内業者においては、当該業務実績を有するものは居なかったということです。
◇ 動物園が現在地に移転した時の業者は、今回の指名メンバーに入っていますか。	◆ 当時の委託先は、社団法人日本公園緑地協会です。当協会は、本市の登録業者ではありません。なお、その協力業者で株式会社都市計画研究所が、今回指名されております。
◇ そのパターンですと永遠に市内業者は落札できませんよね。そんな難しい業務内容だとは思わないんですか。	◆ 今回水槽が一つ入っていたのと、動物を見せるパドックとの繋ぎが難しかったからです。
◇ 北海道の旭山動物園は、園の従業員の方がアイデアを提案していますが、徳島市の場合はどうなんですか。	◆ 今のところ園内で会議とか持って試行錯誤しながら考えております。旭山動物園がああいう形で有名になったので、我々も頑張っていくべきとの認識は持っております。
◇ 安全面とかで、法律の規制とかはあるのですか。	◆ 当園は、総合動植物公園となっておりますので、公園法のくくりになっております。当該法律の中で規制はございますが、獣舎に関してここまでしか出来ないとかの規制はございません。創意工夫はかなり出来ます。

審議 7 <一般競争入札>蔵本電線共同溝配水管布設替（4-3）工事
(水道局)

◇ この工事が電線共同溝ですが、こういった場合、四国電力とか水道局とか費用負担とか出てくるんですか。	◆ 費用負担というよりは補償工事で後で、移転対象区間に対して係る費用を国交省の方から補償費用として頂くようになりまして、発注自体は水道局のお金で発注しております。後で補償額として頂いております。
◇ 電線もそこに通るんですよね。使用料というか、工事負担金のようなのをもらうのですか。	◆ 管内には入りません。共同溝というのは外側に水道管を埋められることになります。電線類の占用部分を含んで開けるが為に先に既存として水道管がある部分を本体工事に障害にならない様に、邪魔にならないようにとかたちで水道管とか下水管とかが先に布設替工事をします。オープンスペースを電線類の本体工事の事業に係わる部分について私共はその占用スペースから外されるわけですからその本体工事に障害にならないような位置に先に外しておく。そうなのが私共の事業です。

◇ 無効になったというのは。

◆ 入札書の日がちが誤っておりまして、これが本来、12月14日に入札がありましたが入札書には、12月13日となっております。記載事項の誤記という事で無効とさせていただきます。

◇ 日にちの間違いはよく有ることなのですか。

◆ この入札書の日がちが間違ってるのは珍しい事です。非常に希で、今まであまり見たことはないですが、件名を間違うのはあります。

◇ 入札方法の紙媒体で入札ですか。それと、設計図書は見に来させているのか。また、一同に業者が会う事はないですか。

◆ 水道局ではまだ電子入札が行われていません。これは郵便入札で行われていまして、書留です。徳島中央郵便局留めで業者に局の指定封筒で送ってもらって、それを当日に取りに行き、それを入札会場、水道局では、会議室でやってまして、そこで、開封して行っております。設計図書に関しては有償で販売しています。要領を取り決めて、費用を頂いています。また、業者が一同に会うことはないです。

◇ 電子入札の計画とか予定とかは水道局ではあるんですか。具体的にいつくらいからやろうとか、市と同じように。

◆ 市長部局にならうというかたちで、局内で検討しましたが、発注物件に対して、徳島市水道局が扱いという物件数は10分の1に満たないような物件になりますので、等々にそれに対する投資額っていうのは大きくなってしまいます。1件あたり数十万というような単位で。電子入札の仕組みを入れることによって、あまり無駄な事ではないか、それが公正な方向の入札が行われればそれでいいと。

◇ 仕切弁とかつてのは全部有償支給するんですか。

◆ 100ミリまでは請負業者もちで、それから上になりますと局が支給、直管材料にしる、仕切弁とか口径別・管経別で、請負材料もちと、局支給という2つの構えがあります。

◇ 局支給ってのは無償支給ですか。有償ですか。

◆ 無償です。その代わり請負工事費には入っておりません。

◇ そういのはしっかり見積りしてきてるものなんですか。

◆ はい。設計書に材料費、請負の工事費の積算の中に、材料があるかないかっていうのが大きく別れる所ですから。それは見積りに反映されております。

審議 8 <通常の指名競争入札>徳島市かちどき橋2丁目配水管布設替工事

◇ 鉛管ほどのくらい残っているのか。

◆ 徳島市の場合は公道部分に残しています。そういう部分についてのこういう老朽管の布設替工事によって解消というふうなかたちで、今、解消策はこれしか持って、ほとんどないと、後はもう、漏水が発生したとかいうような時に漏水修繕工事に入った時に、道路部分も一緒に解消していくようなかたちをとっております。補足ですけど、設計時の設計仕様の中に、鉛管の更新工というような、出来るだけ踏み込んで、家屋内の中のものまで調査してあればというようなかたちで。

<p>◇ 全部が置き替わるのがいつ頃とかって、というのが予測出来てないのですか。</p> <p>◇ それは市内の地図とかができあがってくるのか。</p> <p>◇ この（７）３１ページのマル秘の判を押してるっていうのは水道当局の見積ですか。</p> <p>◇ （７）３６ページの契約書の五百万円、道路の警備ですよね。何千何百万の内、五百万も占めてるんですか。</p>	<p>◆ ２２年度の事業の中で、予算をとって、調査をかけているさなかなんです。今年度中には、その道路部分にいくら残っている、何件残っている、屋敷の中にどういうふうなかたちで残っていると今、調査が進められておりますので、今年度中には数が判明すると思います。</p> <p>◆ はい、できあがります。それに当然合う様なかたちで、記入して。</p> <p>◆ これはうちの見積額で設計書内の金額です。</p> <p>◆ 国道で夜間工事としてますんで、その期間、ガードマンの人数とか、夜間工事の費用かと思われます。オール夜間工事という、国道部での、この費用率が高くなっています。最低前後に２人はつけないといけないとか、警備業務の中の部分はね。これは条件付けなんです。国道を触るときは。また、交差点なんかだったらまた人数増やすとか、安全対策に徹底するよという指示は頂いております。片側２車線、３車線とあるような、あの、本線のところで、あの、シフトというかね、それを３本あるところを２本にかえなさいよというシフトの変更があるときなんかは相当な数の交通警備のガードマンが必要となってきます。また、そういう考えをさししめさななら、国交省も了解得られませんので。国交省とほんま計画のほうとですね。両方の協議伴いますんで。交通規制かける時は。安全対策とかもいろいろと。</p>
---	--

審議 ９ <随意契約>佐古系送水管場外接続工事（不断水バルブT型製作取付工）

<p>◇ あの、見積合わせをするときっていうのは、予定価格ってのを伝えておくんですか。</p> <p>◇ 完全に自由に見積を作った結果がこの見積書ですか。</p> <p>◇ 図面は買い取りなんですか。</p> <p>◇ こういう仕事の場合って、業者が少ないのだからお互いに情報とかいくんですか。</p>	<p>◆ 見積合わせと言いながら、指名競争となんかかわらない方法です。予定価格については随意契約なので公表しておりません。</p> <p>◆ はい。局側から、価格の設計金額で、通常は予定価格。徳島市の契約規則で三者以上、指名するものとなっていますので、監理課とも相談しましたら２者で、入札と同じかたちで見積を出してもらっているんですが、入札でしたら予定価格は公表してますが、見積なので公表するっていう基準がございませんので、非公開でやっております。</p> <p>◆ 図面については貸し出ししています。貸し出しといいますか、２冊作って、貸し出しの受領書に書いて頂いて、図面を返還しますという事を、見積書と同時に返還して頂きます。</p> <p>◆ この２業者に特定すれば、双方の情報っていうのはないですね。一般競争ではないので。１つ見積依頼すれば、必ずもう一つの方についていると。もう、お互いに今の時代ですから、一者の随契というのはもう無いに等しいですから、そこの部分では同じ案件のものがいとるなっていうんはわかりますよね。当然見積合わせというような格好で、いくら価格っていうのを提示してもらおう訳ですから。</p>
---	--

<p>◇ 一つの業者が同業者の何社かから見積書をとってとか、自分とこより高いやつを入れさせたりとかってのをよく聞きますけど、そういう情報の交換ってのはちょっと考えられますが、どうですか。</p> <p>◇ やっぱり工事は半年くらいはかかるくらいの工事になるんですか。</p>	<p>◆ ここは考えにくいです。</p> <p>◆ 他に浄水場の方からこの工事現場に至るまでの管路工事が他の業者の請負工事で部分であるのでそちらのほうとの兼ね合いで、その工期の中でこの不断水バルブ設置ってというような工法を織り交ぜて、してますので、工程管理と一緒に。単独でだけであればそれだけでいいんですけど。</p>
---	---

審議 10 <指名競争入札>第六水源取水口前深淺測量調査業務

(水道局)

<p>◇ この仕事っていうのは水の流量の調査とかは無いですか。</p> <p>◇ 取水可能な水量を調べるためにやるわけなんですか。</p> <p>◇ 調査の時に、例えば条件が台風の後では無いとか、雨が降ってないとか条件をつけて調べさすんですか。</p> <p>◇ 取水口このままでいいのかとか判断資料になるんですか。</p> <p>◇ この件に限らず、水道局の入札全体についてなんですけど、先に審議した徳島市が最低制限価格を水道局と同じように計算式を設定されていますよね。その結果、最低制限価格がみんなが低く入札するという事で、すごく低く設定した為に基本的に失格になる業者がいっぱいて、その時に他の失格になることで高い金額で入札してた所が落とすっていうような、たまにいられると、一つの問題としてそういう事が起こるということだったんですが、水道局の場合には、そういう案件ってのはありましたか。今日、抽出された分はそういうのはないみたいなんですけれど。</p>	<p>◆ ありません。深さを、測量になります。</p> <p>◆ 川の流れによって取水とか大水が流れた時なんかはどうしても砂、中の堆積砂が移動することによって取水口の前なんかに来たら取水不良とかになりますので、それを未然に防ぐ為に調査するものであります。</p> <p>◆ 基本的には、台風がきた後、前回は後にしたんです。今回は年数がたったので大きな出水はないんですけど、ちょっと調べておこうという形で定期的にある程度はやっていこうということで、もう、4年ほどたっていますので、どのように移動があったのかということ調べる為に発注しました。統計的に河川というのどんな直線部の流路であっても、10年には必ず一回、左岸によったり右岸によったり、流の流心が変わるといような事も言われておりますので、半分は定期的にかねてくるような。</p> <p>◆ 判断資料になります。以前の調査の時の流水断面と比較して今回の分ということと、それが大雨が降った後なんか特にまた、変化が現れたら時にはまた、新たな測量業務をかけたときにどう変化したかっていう基礎データになります。</p> <p>◆ 85%で今設定してるんですけど、85%以下にも82%くらいのところで固まっていた場合に、最低制限価格が微妙に動いて、失格になる業者さんも居ると。</p>
--	--

◇ 水道局の分の今回の落札率っていうのは82%前後か92%以上か別れていますよね。それって、見込みがどうされたとかで左右されているのでしょうか。

◇ 水道局の工事に関して、例えば、談合情報みたいなのは今まであったとかありましたか。

◇ 多少複雑化したけど、制度改正には効果があったということですね。

◇ 抽選がありませんから。地域性の効率っていうのはこういう類のものも地域性を考慮する理由なんかあるんですか。

◇ こういう業者は市内でしたら7者くらいなんですか。

◆ 90%を超えているのが1000万円以上の大きな工事、一般競争入札になるんで、難しい工事とかになるんで、だいたい値切れるような工事でなくて、全体的にボリュームが上がっているのではないかというような気はするんですけど、最低制限価格が85%ですけど、それ以下くらいになってくるっていう指名競争入札の狭い中で、比較的軽い工事なんで、業者も下げてもいけるようなのではないかと気がするんですけど。そのあたりはうちもわかりません。

◆ 皆無に等しいですね。そう言いますのは、ある一定下の方の下限の方の請負率が市長部局さんの方も説明なさったように下の底を上げておりますので、ある一定競争してもわりにあわなというマイナス要因もしめるような工事が来なくなったと、損してでもというような危惧がそれ以前には、あったというような事もあるし、談合っていいましたら高止まりを求めて談合っていうのが成立しますから、もう今は底でとってもある一定の利潤を得られるというふうな考えが波及したんではないかと私なりの分析っていうかね、考え方です。

◆ 今の所はそうですね。ただ、発注者側からたくさん出て行く。請負率が高止まりするっていうことはね。その兼ね合いがあります。

◆ 道路事情にしても、一般的にその地域でかかえている問題とか社会的な問題、色んな物を含めて、精通しているほうが動きがとれやすっていうような部分で地域性を考慮っていうような形をとらせて頂いてます。今回のコンサルは市内のって、市内の業者っていう意味がメインなんです。ちょっと書き方が悪かったんですけど。工事に関しての地域性っていうたら私が言ったところなんですけど。

◆ そうですね。水道局の方に登録されておるコンサル、測量及びに地質業者の実績を調べました。それで7者と確定させていただきました。

指名停止等の運用状況について

1 対象期間(21.10.1~22.3.31)の指名停止について

◆ 2業者に対し、指名停止措置を行った。(監理課)

◆ 指名停止措置は有りません。(水道局)